

## 高山市議会基本条例

### 前文

地方分権一括法の施行以来、地方自治体の自主的な意思決定と責任の範囲が拡大する中、高山市は、2005年（平成17年）2月の市町村合併によって日本一広い市となり、市長とともに市政を担う議会の権限と役割は一層大きくなった。

高山市議会は、このような時代の流れに鑑み、広大な市域におけるまちづくりの責任ある意思決定機関として、市民の負託に応えるべく、議員相互の議論を深めて合意形成を図り、わかりやすく開かれた議会を目指すこととした。

われわれは、議会のあるべき姿について徹底した議論を行いながら、選挙区と議員定数を決定するとともに、市民意見交換会の開催、議会広報紙の発行、事業評価結果の点検、政策討論会の開催及び委員会による政策提言の実施などの新たな取り組みを行った。

議論と行動を重ねる中、すべての議員が、以下の活動の必要性を改めて強く認識した。それは、市民の声を市政に反映させるために市民と情報や課題を共有すること、行政の執行が適正に行われるように議会の監視機能を強化すること、責任ある決定を行うために合意形成を目指して活発な議員間討議を行うこと、そして、市の政策水準の向上を図るために積極的に政策提言を行うことである。

よって、高山市議会は、これらの認識に基づいた議会運営を行うための条例を制定し、ここに、広大な市域における市民の福利の増進を図るため、民主的で持続可能なまちづくりに全力で取り組んでいくことを決意する。